

質問及び回答書

質問日：令和6年4月10日

案件名	常備 災害対応特殊屈折はしご付消防自動車
-----	----------------------

No.	質問事項	回答
1	<p>今年度5月より法改正に伴う安全基準に対応するため、新型シャシへモデルチェンジが順次行われており、選定したシャシがぎ装メーカーに入庫するのが遅れてくる可能性があります。</p> <p>つきましては、上記の事情でシャシの入庫が遅れ、ぎ装メーカーでのぎ装期間が確保できないことにより、納入期限内の納車が困難になった場合、受注業者の責めに帰すことができない理由につき、納期延長を認めていただきますようご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>シャシ選定においては、仕様条件を満たし、納期までに納入可能なものを選定してください。</p> <p>納期については、受注者の責めに帰すことができない事由により、納期内に物品を納入することができないことが明らかになったときは、高松市物品供給（総価契約）契約約款第7条に基づき、期限の延長を求めることができます。</p> <p>ただし、受注者の責めに帰すべき理由により納期を延長する場合は、履行期間延長承認申請書を提出していただき、高松市契約事務処理要綱第57条に基づき、遅延損害金を徴することとなりますので、御承知おきください。</p>